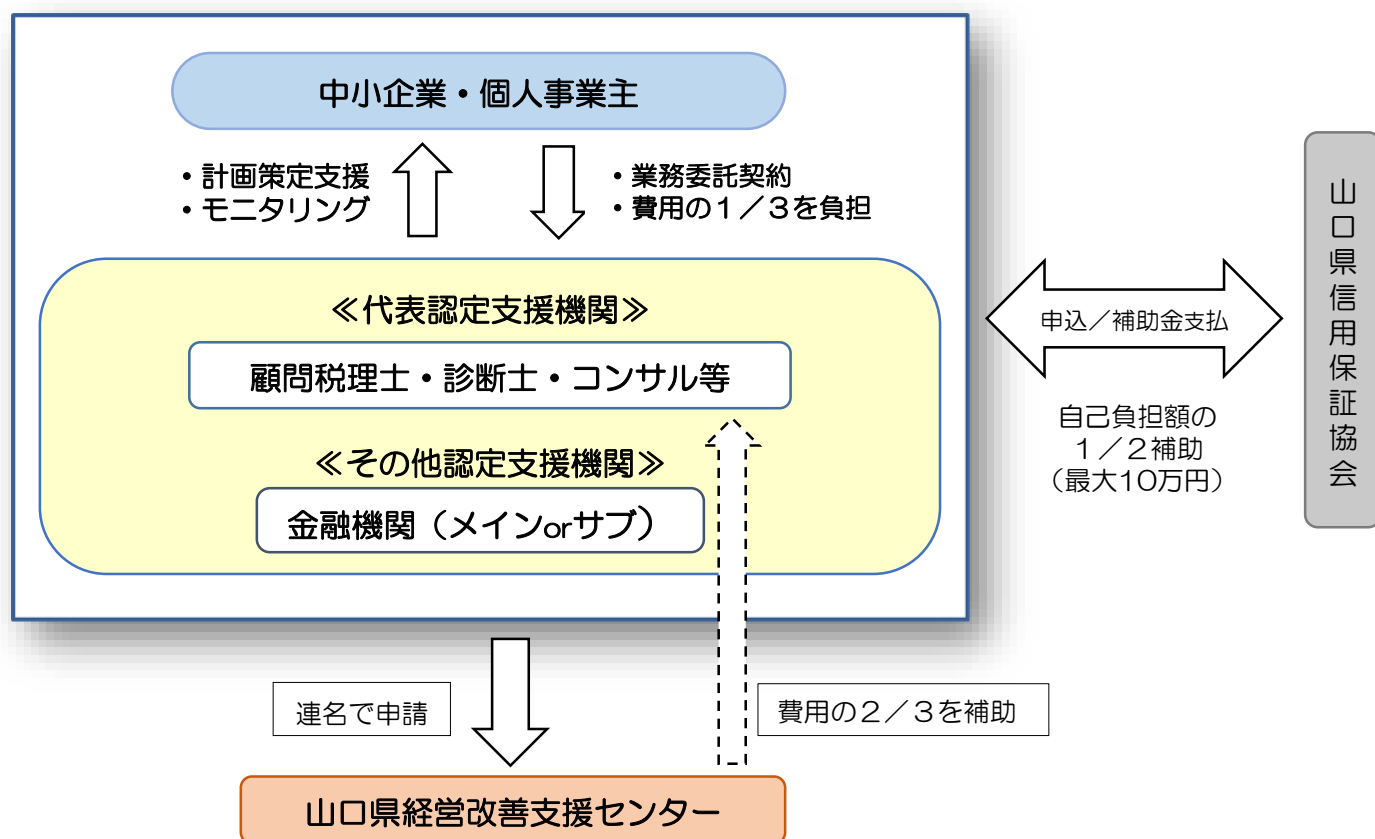


経営改善計画策定とフォローアップの費用を補助！ 【費用の2／3（上限200万円）は、当センターが負担します。】

●経営改善に取り組む事業者の利用をお待ちしています（活用方法）

- 創業計画どおりにいかない場合の**創業プランの見直し**に！
 - 成長期における**新規融資**（運転資金・設備資金）を得る場合の返済計画等で！
 - 将来の**事業承継**を見据えた経営体制の強化やタックスプランが必要な事業者！
 - 借入の**返済が厳しく**リスク等の金融支援を必要とする事業者！
- ※以上、企業のライフステージに応じた利用が可能です。

●この事業は以下の関係者で推進します（協力体制）



●経営革新等支援機関（認定支援機関）の役割について

- 国が認定する、中小企業・小規模事業者が安心して経営相談などができる機関です。
 - 具体的には、公認会計士・税理士・中小企業診断士・コンサルタントなどです。
 - 上記のほか、金融機関（政府系を除く）、一部の商工会議所、商工会も認定されています。
- ※県内の認定支援機関は「山口県経営改善支援センター」のホームページで確認できます。

●ご利用のながれ

1. 利用申請

- ✓ 申請者（事業者）、代表認定支援機関（通常は外部専門家）、その他の認定支援機関（通常はメインバンク）の三者が連名で当センターに申請します。

2. 計画策定・合意形成

- ✓ 申請者である事業者が主体となって、実効性のある「経営改善計画書」を策定します。その際に外部専門家が計画策定の支援をします。
- ✓ 「経営改善計画書」を策定完了ののち、メインバンクを始めとした全ての取引金融機関（保証協会を含む）の同意を取付けます。

3. 支払申請及び支払決定

- ✓ 計画策定支援に要した費用の2/3（上限200万円）を国が負担します。
（例）計画策定支援に総額60万円の費用を要した場合（保証協会の補助金が支給されるケース）
 - ・申請者の本人負担 → 100,000円（総額の1/3の半分：実質1/6）
 - ・国の負担額 → 400,000円（総額の2/3）
 - ・保証協会の補助金 → 100,000円（総額の1/3の半分：上限10万円）

4. モニタリング

- ✓ 「経営改善計画」に基づき認定支援機関は、3年間モニタリング（フォロー）をするように定められています。通常は、3～4か月の間隔で実施します。
- ✓ 計画策定支援と同様に、総額の2/3を国が負担します。
- ✓ 尚、保証協会の補助制度はモニタリングには適用されません。

●費用総額について

- 申請者である企業が過度に負担することを回避するため、事業規模に応じて支援費用の総額（消費税含む）を国が定めています。

	企業規模の区分			計画策定支援費用の総額	
	(年商)		(借入金)	(モニタリング費用を含む・税込)	
小規模	1億円未満	かつ	1億円未満	100万円以下	(モニタリング費用は総額の1/2以下)
中規模	10億円未満	かつ	10億円未満	200万円以下	
中堅規模	10億円以上	または	10億円以上	300万円以下	

●申請先・お問い合わせ先

公益財団法人やまぐち産業振興財団 山口県経営改善支援センター

754-0041 山口市小郡令和1-1-1 山口市産業交流拠点施設 2階

電話：083-902-5651 ファックス：083-902-5653

HP：https://yipf.or.jp/kaizen/

山口県経営改善支援センター